

(案)

令和6年2月9日

埼玉県南西部保健医療圏  
6市1町災害医療担当部（課）長 様

朝霞地区医師会  
会長 滝澤義和  
東入間医師会  
会長 井上達夫

**災害時における医療救護活動に関する協定書の見直しについて（依頼）**

災害時に迅速、的確に医師会として医療救護活動を行うため、災害時における医療救護活動に関する協定書（以下、「災害医療協定」という。）を別添案のとおり見直したいと考えております。

つきましては、変更案に御意見等がありましたら、別紙により令和6年3月8日（金）までに回答してくださるようお願いいたします。

担当 朝霞地区医師会 事務局長 板垣  
東入間医師会 事務局長 児嶋

電話 048-464-4666（板垣）  
049-264-9592（児嶋）

災害時における医療救護活動に関する協定書  
(災害医療協定) の見直しについて (案)

令和6年2月9日

朝霞地区医師会  
東入間医師会



## 資料目次

【資料1】 災害医療協定の見直しについて趣旨説明	1
1 これまでの経緯	2
2 朝霞地区医師会による新しい災害医療協定の検討	3
3 埼玉県災害時医療救護基本計画の「保健医療圏」	8
4 「災害医療協定締結」に向けたマイルストーン	11

## 以下、別綴資料

【資料2】 朝霞地区医師会の現行協定書	1
【資料3】 東入間医師会の現行協定書	2
①富士見市、富士見医師会	3
②ふじみ野市、ふじみ野市医師会	6
③三芳町、三芳医会	4
【資料4】 本会と練馬区医師会との比較	5～10
【資料5】 新災害医療協定書（案）	11～14
【回答様式】 災害医療協定の見直し（案）に対する回答書	15
・ 参考資料「第二次保健医療圏及び地域災害医療 コーディネーターの活動区域」	16
・ 資料「市町村におけるフェーズ別活動イメージ」	17

災害時における医療救護活動に関する協定書  
(災害医療協定)の見直しについて(案)

【趣旨説明】

令和6年2月9日

朝霞地区医師会  
東入間医師会



2024/2/8

1

これまでの経緯

1 埼玉県共通モデル協定書の締結に至る経緯

平成23年(2011年) 東日本大震災  危機が高まり対策検討

平成26年(2014年) モデル災害医療協定書(埼玉県・県医師会)



○市町村と郡市医師会が災害医療協定を締結

【朝霞地区医師会平成27年(2015)12月締結】

2024/2/8

2

朝霞地区医師会における新しい災害医療協定の検討 (1/4)

災害医療協定締結後も

2 次から次へと震災発生

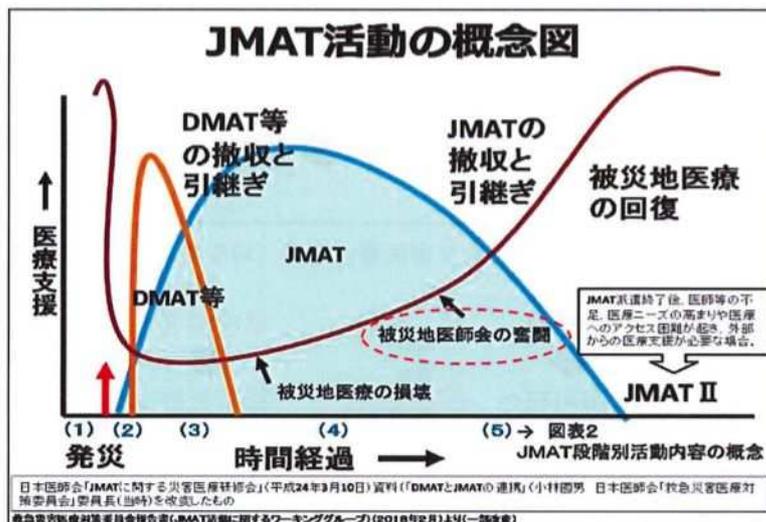
熊本地震 (2016)、大阪北部 (2018)、北海道胆振東部地震 (2018)  
 台風19号に伴う東日本大震災 (2019)、福島県沖地震 (2021)  
 千葉県東方地震 (2021)、能登半島地震 (2024)、次は？

3 それぞれの災害医療の経験から新しい災害医療の形態へ

災害対策基本法の一部改正 (・・・2018、2023)

DMAT、日赤救護班、DPAT等の出動体制

JMAT (日本医師会、都道府県医師会、郡市医師会)



## 朝霞地区医師会における新しい災害医療協定の検討 (2/4)

## 4 災害拠点病院及び災害時連携病院の指定・充実

埼玉県・・・災害拠点病院 22か所  
災害時連携病院 21か所

## 5 災害時の医師の派遣について⇒医師会内から疑問

現行の災害医療協定でいいのか？  
通信連絡の手段は？複数手段（SMSの活用？）  
72時間ルールは？

2024/2/8

5

## 朝霞地区医師会における新しい災害医療協定の検討 (3/4)

## 6 練馬区医師会の災害医療協定書（2018年10月制定）

令和5年（2023）2月に情報提供

互いの災害医療協定を比較

⇒現行協定の見直しの必要性

## 7 災害医療協定の本会案の位置づけ

現行協定の足らざる部分を追加

関係機関と協議を進める「たたき台」

2024/2/8

6

朝霞地区医師会における新しい災害医療協定の検討（4/4）

## 8 埼玉県医師会への働きかけ

2014年当時のトップダウンによる協定書普及を要望  
平成26年（2014）の方式をもう一度



郡市医師会長会議の検討事項として上程  
「災害医療協定の見直しについて」（5.5.25）

⇒郡市医師会が対応するもの、との回答

2024/2/8

7

埼玉県災害時医療救護基本計画 令和5年3月改訂

埼玉県内首都圏を含む医療救護活動に係る基本計画

- ①基本的対応方針
- ②首都直下地震を被害想定
- ③県防災計画及び第7次地域保健医療計画に基づく

### 第1章

#### 2 策定方針

医療救護活動は行政の役割であることを踏まえ、  
県全体の対策、二次保健医療圏ごとの対策、市町村  
の役割を明確化

2024/2/8

8

新しい災害医療協定のエリアは？ 保健医療圏



2024/2/8

9

新しい災害医療協定のエリアは？ 保健医療圏

郡市医師会は複数の市町村と災害医療協定を締結しているが、同一内容の協定の下で災害時に対応しなければ、災害時に派遣される医師会員が迅速、的確に対応できない。

(市町ごとに別々のルールが定められていては、医師会員が災害時に迅速、的確に対応することは困難。)

- ⇒東入間医師会も同様の問題意識あり
- ⇒令和5年(2023年)11月9日  
連携して協定の見直しを検討していくことを  
基本合意



2024/2/8

10

二次保健医療圏単位の  
「災害医療協定締結」に向けたマイルストーン

6市1町、2医師会の協議の中で  
二次保健医療圏単位で統合された協定書の締結を目指す。  
新協定の締結に当たっては朝霞保健所にも協力を依頼

⇒ 6市1町へのお願い 変更案について意見等を回答  
3月8日（金）まで  
⇒ 締結目標は、本年〇月

朝霞地区医師会の現行協定書

「参考」  
【資料2】

災害時における医療救護活動に関する協定書

朝霞市（以下「甲」という。）と一般社団法人朝霞地区医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、朝霞市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第3条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、乙の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等において傷病者に対する応急措置の実施及び必要な医療の提供
- (2) トリアージポストにおいて後方医療機関への搬送の要否及び順位の設定
- (3) 死亡の確認及び死体の検案
- (4) 避難所等の巡回による必要な医療の提供
- (5) その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲乙が協力して調達するものとする。

（医療費の負担）

第7条 第4条の業務に関わる医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第8条 第2条による甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要した経費

(2) 医療救護班が携行し、又は甲乙が協力して調達した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前3号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、埼玉県と社団法人埼玉県医師会が平成19年6月14日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定に準ずる。

（訓練）

第9条 乙は、甲から依頼があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（応援協力）

第10条 甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が市外で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年12月12日

甲 朝霞市本町1丁目1番1号

朝霞市

朝霞市長 富田勝則



乙 朝霞市本町1丁目7番3号

一般社団法人 朝霞地区医師会

会長



浅野 修

## 東入間医師会の現行協定書

### ①富士見市、富士見医師会

#### 災害時の医療救護に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と富士見医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

##### （総則）

第1条 この協定は、富士見市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

##### （医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

##### （医療救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認められた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

##### （医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

##### （医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度の判定
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他必要な措置

##### （医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

##### （医薬品等の確保）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

##### （搬送先医療機関の確保）

第8条 甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう努めるものとする。

##### （医療費）

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

##### （費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
  - (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
  - (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 前項に定める費用の額については、別に定める。

##### （訓練）

第11条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

##### （他の自治体等からの派遣要請への協力）

第12条 甲が災害時における応援協定等を締結している自治体に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

##### （細則）

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

##### （協議）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

##### （有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙阿者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成28年8月2日

富士見市大字鶴馬1800番地1

甲 富士見市  
富士見市長 星野 信吾（直筆）

乙 富士見医師会  
会長 日鼻 靖（直筆）

## ②ふじみ野市、ふじみ野市医師会

### 災害時の医療救護活動に関する協定書

ふじみ野市（以下「甲」という。）とふじみ野市医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、ふじみ野市地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、ふじみ野市地域防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに医療救護班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医療品等の備蓄及び輸送）

第5条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備える医薬品等を使用するものとする。

- 2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- 3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

2 医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第7条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 医療救護班の医師、看護師及びその関係者（事務職等）が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた

場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年3月14日

甲 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号  
ふじみ野市  
ふじみ野市長 島田 行雄

乙 埼玉県ふじみ野市上福岡3丁目1番17号  
ふじみ野市医師会  
会長 大熊 康晴

### ③三芳町、三芳医会

#### 災害時の医療救護活動に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と三芳医会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、三芳町地域防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに医療救護班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医療品等の備蓄及び輸送）

第5条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備える医薬品等を使用するものとする。

- 2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- 3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

2 医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第7条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 医療救護班の医師、看護師及びその関係者（事務職等）が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年8月1日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1  
三芳町  
三芳町長 鈴木 英美

乙 埼玉県入間郡三芳町大字上富402番地5  
三芳医会  
会長 安田 福輝

(参考) 埼玉県地域防災計画における市町村の役割 (初動医療体制)  
 ・搬送用車両の手配・配車、医療救護資機材・医薬品の調達・供給、保健衛生用器材の調達計画に基づく必要な資機材の調達、医療救護班の編成  
 ・市町村は必要に応じ避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護班を編成し、出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により市町村の能力をもっては十分でないとき認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

本会と練馬区医師会協定書との比較

	練馬区医師会
<p>朝霞市 (以下「甲」という。) と一般社団法人朝霞地区医師会 (以下「乙」という。) とは、災害時における医療活動に関して、次の通り協定を締結する。</p>	<p>練馬区を「甲」とし、一般社団法人練馬区医師会を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。</p>
<p>(総則)</p>	<p>(総則)</p>
<p>第1条 この協定は、朝霞市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。</p>
<p>(医療救護班の派遣)</p>	<p>(医療救護班の活動)</p>
<p>第2条 甲は、医療活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。</p>	<p>第2条 甲は、練馬区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護活動の派遣を要請するものとする。</p>
<p>2 乙は、前項の要請を受けた時は、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。</p>	<p>2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を、直ちに甲の指定し<del>て</del>医療救護所および災害時医療機関に派遣するものとする。</p>
<p>(医療救護班に対する指揮)</p>	<p>3 <u>練馬区内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、乙は、前2項による甲からの派遣要請がないときであっても、次条第1項の規定によりあらかじめ編成した医療救護班を直ちに各医療救護所および災害時医療機関に派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。</u></p>
<p>第3条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、乙の指定するものが行うものとする。</p>	<p>4 甲は、前項により乙から報告があった派遣については、甲が医療救護班の派遣を要請したものとする。</p>
<p>(医療救護班の任務)</p>	
<p>第4条 乙が派遣する医療救護班の業務は、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) 救護所等において傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供</p>	

甲の要請がなくても。  
 震度6弱以上は自動発動

《参考：市町村が設置する医療救護所の目指すべき姿》  
 ・主にフェーズ1までは、原則として災害拠点病院前に、傷病者のトリアージや重症・中等症患者の安定化処置、軽症患者の応急処置等を行う緊急医療救護所を設置する。  
 ・重症・中等症患者は緊急医療救護所から病院内に搬入する。  
 ・主に外傷患者が減る急性期以降の早い段階で、避難所等に避難所救護所を設置する。  
 ・救護所を設置した場合、EMISに登録する。  
 ※ 救護所設置に関する以上の内容は市町村の標準的な取扱いであり、各市町村が定める地域防災計画等が優先される。

・埼玉県看護協会・看護協会各支部  
 第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画  
 第6 医療救護等対策 <応急対策>  
 第2編-177  
 災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県看護協会長の指令で救護・保健活動に参画する。  
 また、市町村長又は知事の要請により県看護協会が派遣する看護師の現場における医療救護・保健活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

埼玉県地域防災計画

・県医師会・地区医師会

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地の地区医師会の指令で出動し、救護活動を実施する。急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施する。  
 また、医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として被災地の地区医師会長が指揮する。

<p>(2) トリアージポストにおいて後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定</p> <p>(3) 死亡の確認及び死体の検案</p> <p>(4) 避難所等の巡回による必要な医療の提供</p> <p>(5) その他必要な措置</p> <p>(医療救護班の輸送)</p> <p>第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。</p> <p>(医薬品等の確保)</p> <p>第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲と乙が協力して調達するものとする。</p> <p>(医療費の負担)</p> <p>第7条 第4条の業務に関わる医療費は、無料とする。      2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。</p> <p>(費用弁償等)</p> <p>第8条 第2条による甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。      (1) 医療救護班の編成及び派遣に要した経費</p>	<p>(医療救護班の編成)</p> <p>第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、医療救護班を編成しこれを甲に報告する。      2 前条に定める医療救護班の構成は、原則として、医師とする。      3 <u>乙の医師会員が自主的に医療救護所または災害時医療機関に出動し医療救護活動を行い、乙が甲に報告した場合、乙が派遣する医療救護班の班員とみなす。</u>      4 <u>医療救護班員が看護師等を伴い出動し、乙が甲に報告した場合、医療救護班の班員とみなす。</u></p> <p>(医療救護班の活動場所)</p> <p>第4条 医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所および災害時医療機関において、医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第7条の指揮命令に従い被災地を巡回し、医療救護活動を実施する。</p> <p>(医療救護所等における医療救護班の活動期間)</p> <p>第5条 <u>医療救護所および災害時医療機関における医療救護班の活動期間は、発災から72時間とし、それ以降は、甲乙の協議に基づき、避難拠点等の巡回等を行う。</u></p> <p>(医療救護班の業務)</p> <p>第6条 医療救護班の業務は、つぎのとおりとする。      (1) トリアージ      (2) 傷病者の応急処置      (3) 死亡の確認</p>
---	---

救護所等における自主的活動も認められる。

看護師等も班員とみなす。

活動期間を発災から72時間に制限。以降は、巡回等を行う。

(2) 医療救護班が携行し、又は甲乙が協力して調達した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前3号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、埼玉県と社団法人埼玉県医師会が平成19年6月14日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定に準ずる。

(訓練)

第9条 乙は、甲から依頼があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(応援協力)

第10条 甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が市外で医療活動を行う場合には、その取扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生

(指揮命令)

第7条 医療救護班に係る指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第8条 医療救護班の輸送は、原則として甲または医療救護班自らが行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第9条 医療救護所においては、医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等（以下、「備蓄医薬品等」という。）を使用するものとする。

2 医療救護所において医療救護班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(災害時医療機関における医療救護)

第10条 医療救護所または避難拠点等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、甲が指定する災害時医療機関に対し、その受け入れを要請することができる。

(医療費)

第11条 医療救護所および避難拠点等における医療費は無料とする。

2 災害時医療機関における医療費は原則として傷病者負担とする。ただし、発災後3日間にかぎり混乱のため未徴収の費用が生じたときは、乙は甲に通知するものとする。

3 甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対

甲の輸送又は、自らが行う。

医薬品は、甲が備蓄する医薬品を使用する。

救護班の給食・給水は甲が行う。

医薬品の輸送は甲が行う。

未徴収の医療費甲が督促

<p>じた事項については、<u>甲乙協議の上、定めるものとする。</u></p> <p>(有効期間)</p> <p>第12条 この協定の有効期間は、<u>協定締結の日から起算して1年間とする。</u>ただし、この協定の有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後も同様とする。</p> <p>この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、<u>甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。</u></p> <p>平成27年12月12日</p> <p>甲 朝霞市本町1丁目1番1号 朝霞市 朝霞市長 富岡勝則(直筆)</p> <p>乙 朝霞市本町1丁目7番3号 一般社団法人 朝霞地区医師会 会 長 浅野 修(直筆)</p>	<p><u>し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ、災害時医療機関の負担とならないよう措置するものとする。</u></p> <p>4 前2項による医療費については、<u>災害救助法が適用された場合、同法第33条の規定による。</u></p> <p>(合同訓練)</p> <p>第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、<u>当該訓練の際に負傷者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。</u></p> <p>(費用弁償等)</p> <p>第13条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動等を実施した場合に要するつぎの経費は、甲が負担するものとする。</p> <p>(1) 医療救護班の編成および派遣に要する経費</p> <p>(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償</p> <p>(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費</p> <p>(4) <u>災害時医療機関および医療救護所を設置された施設において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償</u></p> <p>2 <u>医療救護班の医師等による医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「国又は公共団体の公権力の行使に当た</u></p>
---	--

訓練で発生した負傷者も医療救護の対象

医療救護活動により損傷した施設の弁償

医療紛争発生もカバーしている。

	<p>る公務員」とあるのは「医療救護班の医師等」と、「国又は公共  <u>団体が」とあるのは「甲が」と、同条第2項中「公務員」とある  のは「医療救護班の医師等」と「国又は公共団体」とあるのは  「甲」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のう  え、別に定めるものとする。</u>  <u>(災害医療運営連絡会への参加)</u></p> <p>第14条 <u>乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認  める関係機関で構成する練馬区災害医療運営連絡会に参画するも  のとする。</u></p> <p><u>(細目)</u></p> <p>第15条 <u>この協定を実施するために必要な事項については別に災  害時の医療救護活動実施細目を定める。</u></p> <p><u>(協議)</u></p> <p>第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ  決定するものとする。</p> <p><u>(見直し)</u></p> <p>第17条 この協定の各条項の適用に支障が生じた場合は、甲乙協  議のうえ必要に応じて当該協定の見直しを行うものとする。</p> <p><u>(旧協定の取扱い)</u></p> <p>第18条 本協定の締結に伴い、平成29年3月21日に締結した  「災害時の医療救護活動についての協定書」は廃止することとす  る。</p>
--	---

甲の連絡会に参  
画する。

別に「細目」を  
定める

甲と乙は、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年10月 3日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区長 前川 耀 男

乙 東京都練馬区高野台二丁目23番20号  
一般社団法人 練馬区医師会

会 長 伊 藤 大 介

災害医療協定書の見直し（案）

今後の方向性は、東入間医師会と合意に至った見直し（案）を基に、6市1町との協議の場に移行して締結を目指す。

（案）

災害時における医療救護活動に関する協定書 Ver.5.10.5

〇〇市（以下「甲」という。）と一般社団法人朝霞地区医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療活動に関して、次の通り協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、〇〇市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた時は、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

3 地域内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、乙は、前2項による甲からの派遣要請がないときであっても、次条第1項の規定によりあらかじめ編成した医療救護班を直ちに各医療救護所及び災害時医療機関に派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項により乙から報告があった派遣については、甲が医療救護班の派遣を要請したものとする。

（医療救護班に対する指揮及び編成）

第3条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、乙の指定するものが行うものとする。

2 医療救護班の編成は、原則として医師とするが、乙の医師会員が自主的に医療救護所又は災害時医療機関に出動し医療救護活動を行い、乙が甲に報告した場合、乙が派遣する医療救護班員とみなす。

3 医療救護班員が看護師等を伴い出動し、乙が甲に報告した場合、医療救護班の班員とみなす。

（医療救護所等における医療救護班の活動期間）

第4条 医療救護所及び災害時医療機関における医療救護班の活動期間は、発災から72時間とし、それ以降は、甲乙の協議に基づき、避難拠点等の巡回等を行う。

(医療救護班の任務)

第5条 乙が派遣する医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等において傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (2) トリアージポストにおいて後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (3) 死亡の確認及び死体の検案
- (4) 避難所等の巡回による必要な医療の提供
- (5) その他必要な措置

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の確保)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲と乙が協力して調達するものとする。

2 医療救護所において医療救護班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費の負担)

第8条 第5条の業務に関わる医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、発災後3日間にかぎり混乱のため未徴収の費用が生じたときは、乙は甲に通知するものとする。

3 甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ、災害時医療機関の負担とならないよう措置するものとする。

(費用弁償等)

第9条 第2条による甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要した経費
- (2) 医療救護班が携行し、又は甲乙が協力して調達した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 災害時医療機関および医療救護所を設置された施設において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償
- (5) 前号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 医療救護班の医師等による医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

3 前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員」とあるのは「医療救護班の医師等」と、「国又は公共団体が」とあるのは「甲が」と、同条第 2 項中「公務員」とあるのは「医療救護班の医師等」と「国又は公共団体」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

4 第 1 項の定めによる費用弁償等の額については、埼玉県と一般社団法人埼玉県医師会が平成 19 年 6 月 14 日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定及び平成 26 年 3 月 4 日付けで定められた災害時の医療救護に関する協定実施細則に準ずるほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（訓練）

第 10 条 乙は、甲から依頼があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

2 当該訓練の際、負傷者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

（細目）

第 11 条 この協定を実施するために必要な事項については別に災害時の医療救護活動実施細目を定める。

（応援協力）

第 12 条 甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が市外で医療活動を行う場合には、その取扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和6年 月 日

甲 ○○市○○町1丁目1番1号  
○○市  
○○市長 ○○○○(直筆)

※6市1町首長  
※2市1町と東入間医師会、四市と朝霞地区医師会の関係

乙 朝霞市本町1丁目7番3号  
一般社団法人 朝霞地区医師会  
会 長 滝澤義和(直筆)

※2医師会長

宛先 朝霞地区医師会 Email : asakamed@olive.ocn.ne.jp (FAX : 048-466-9016)

回答者： 氏名 \_\_\_\_\_ 所属 \_\_\_\_\_ 連絡先電話 \_\_\_\_\_  
 Email \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

※ご意見がある場合は、3月8日（金）までに本書により回答してください。

下記様式の他、回答は自由です。極力、Email をお願いいたします。

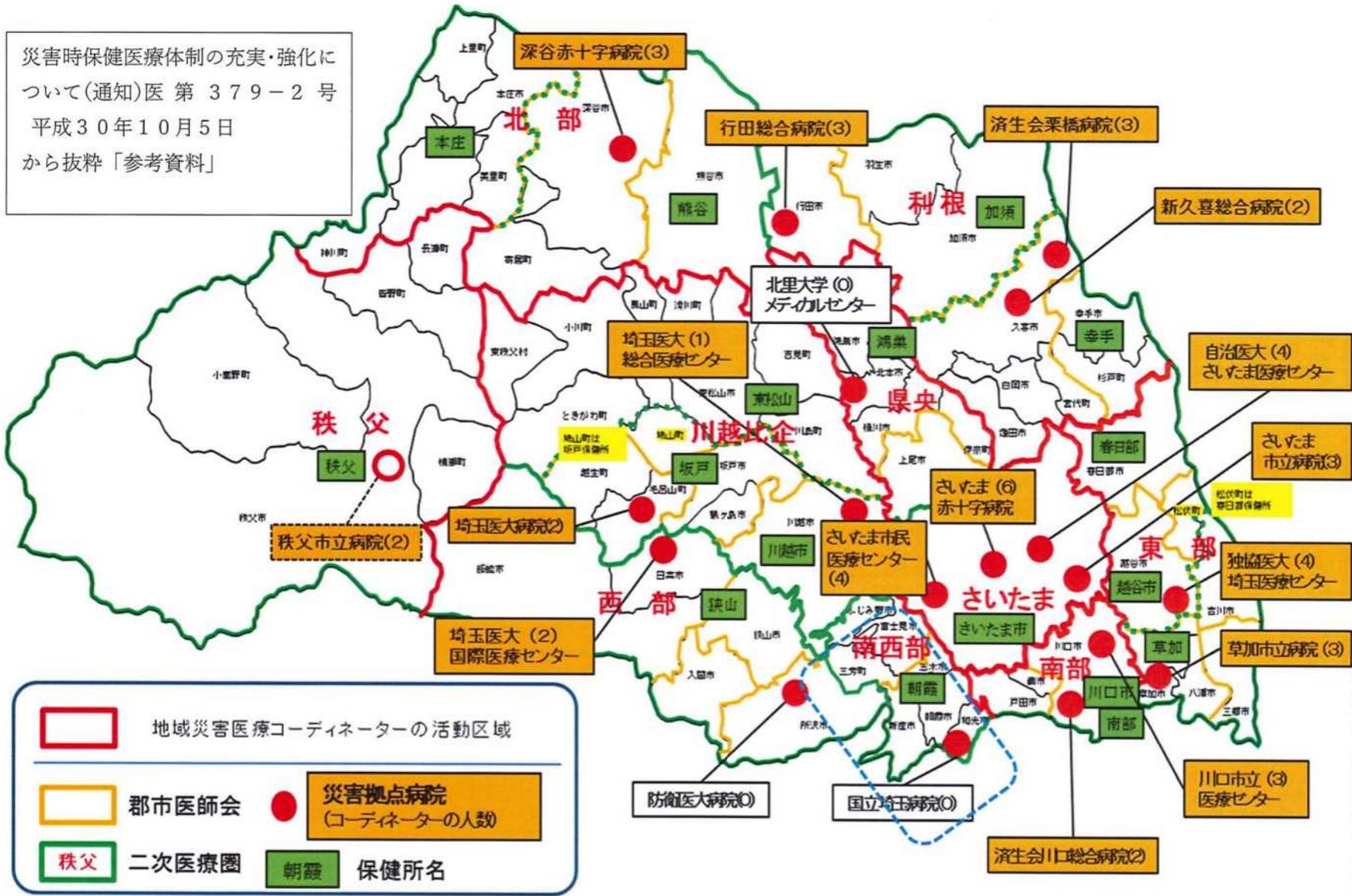
災害医療協定の見直し（案）に対する回答書

条番号	回 答 欄
第1条	
第2条	
第3条	
第4条	
第5条	
第6条	
第7条	
第8条	
第9条	
第10条	
第11条	
第12条	
第13条	
第14条	
その他	

ご回答ありがとうございます。

(平成30年8月16日現在)

災害時保健医療体制の充実・強化について(通知)医第379-2号  
平成30年10月5日  
から抜粋「参考資料」



## 埼玉県災害時医療救護基本計画から抜粋

資料 市町村におけるフェーズ別活動イメージ

	フェーズ0 発災直後 0～24時間以内	フェーズ1 超急性期 24～72時間以内	フェーズ2 急性期 72時間～1週間	フェーズ3 亜急性期 1週間～1か月	フェーズ4 慢性期 1か月～
被災地の状況	建物の倒壊や火災などにより多数の傷病者が発生している状況	多数の傷病者が医療救護を求めが被災地では十分対応できない状況	多くの患者は治療を受けている状況 避難生活が長期化し健康被害が発生	受援体制を活用した活動が進んでいる状況	被災地の医療機関が徐々に復旧している状況
保健医療需要の例	災害に伴う直接的な被害(外傷、熱傷など)	有病率の上昇・慢性疾患の増悪(感染症対策など) 生活不活発に伴う健康被害(メンタル不調、エコノミークラス症候群など)			
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療救護所の設置、設置したことをEMISに入力</li> <li>医師会等と連携して保健医療活動チーム(医療救護班等)を派遣</li> <li>医療機関の被災状況をEMISを使い把握、安否不明医療機関について県保健所と連携して確認</li> <li>※保健所設置市における保健所は市地域防災計画に基づく役割を果たすこととなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県(地域対策会議、同会議が設置されない場合は県災害対策本部保健医療調整本部、以下同じ)に対して、医療救護所の設置や保健医療活動チームの派遣の状況等について情報提供する。保健医療活動チームの増援が必要な場合はその旨依頼する。</li> <li>医療救護所や二次救急医療機関等の患者受入状況を把握し、被災者に必要な情報を提供する。</li> <li>防疫活動により避難所等の衛生環境を確保する。</li> <li>慢性疾患を有するなど配慮が必要な住民など、被災者の健康管理を実施する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の廃止の検討</li> </ul>
さいたま市	<p>《「埼玉県地域防災計画」(平成26年12月策定)第6医療救護等対策から市町村の役割を抜粋》</p> <p>1 初動医療体制  <ul style="list-style-type: none"> <li>搬送用車両の手配・配車、医療救護資機材・医薬品の調達・供給、保健衛生用器材の調達計画に基づく必要な資機材の調達、医療救護班の編成</li> </ul> 「市町村は必要に応じ避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度により市町村の能力をもっては十分でないと思われるとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると思われるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。」</p> <p>2 遺体の取扱い  <ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の搜索、行方不明者相談窓口の設置、遺体収容所の設置、遺体の輸送、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理、遺体及び遺留品の管理、遺体の一部保管</li> </ul> </p> <p>3 防疫活動  <ul style="list-style-type: none"> <li>消毒及び害虫駆除の実施</li> </ul> </p>				